

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第3号

岩手県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

岩手県道路交通法施行細則（昭和35年岩手県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第12条の2関係）			別表第2（第12条の2関係）		
種類	路線名	区間	種類	路線名	区間
[略]			[略]		
一般国道	[略]	[略]	一般国道	[略]	[略]
	45号	陸前高田市気仙町字福伏245番3宮城県境から下閉伊郡田野畑村南大芦57番1鵜の巣断崖インターチェンジまで		45号（三陸沿岸道路）	陸前高田市気仙町字福伏245番3宮城県境から九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端56番5青森県境まで
		陸前高田市気仙町字福伏103番1宮城県境から大船渡市立根町字細野7番4まで		45号	陸前高田市気仙町字福伏103番1宮城県境から大船渡市立根町字細野7番4まで
		[略]			[略]
		下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から下閉伊郡普代村第13地割字普代87番2まで			下閉伊郡田野畑村南大芦47番4から下閉伊郡普代村第13地割字普代87番2まで
		下閉伊郡田野畑村菅窪6番13から下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂43番1まで			
		下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18番4から九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端1番1青森県境まで			下閉伊郡普代村第16地割字天拝坂18番4から九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端1番1青森県境まで
		久慈市新井田第5地割52番2久慈インターチェンジから九戸郡洋野町種市第42地割字田ノ端56番5青森県境まで			
		[略]			[略]
		283号		[略]	283号
	342号	[略]	284号	一関市千厩町千厩字摩王100番1地先から青葉一丁目3番13地先まで	
			342号	[略]	
				一関市山目字三反田159番3地先から114番2地先まで	

	[略]	
	456号	紫波郡紫波町柵内字中田17番1地先から <u>東長岡字天王8番1地先</u> まで
県道	[略]	
	一関大東線	[略]
	上米内湯沢線	[略]
	花巻平泉線	[略]
	柏台松尾線	[略]
	[略]	
市道	[略]	
	千徳大橋線	[略]
町道	[略]	
	吹切線	[略]
[略]		

様式第5号の2の6（第10条の2の4関係）

[略]
-----

	[略]	
	456号	紫波郡紫波町柵内字中田17番1地先から <u>犬吠森字境73番14地先</u> まで
県道	[略]	
	一関大東線	[略]
	紫波江繫線	紫波郡紫波町日詰字西裏114番1地先から <u>犬吠森字境73番2地先</u> まで
	上米内湯沢線	[略]
	花巻平泉線	[略]
	大船渡広田陸前高田線	陸前高田市広田町字大久保118番1地先から <u>前花貝95番1地先</u> まで
		陸前高田市広田町字前花貝73番1地先から <u>小屋敷116番2地先</u> まで
	柏台松尾線	[略]
	[略]	
	市道	[略]
千徳大橋線		[略]
津志田下飯岡線		盛岡市津志田町一丁目105番13地先から <u>106番11地先</u> まで
第2073124号線		北上市北工業団地561番10地先から <u>561番10地先</u> まで
川原町南田線		北上市北工業団地201番3地先から <u>1番1地先</u> まで
		北上市二子町馬場野1番2地先から <u>成田26地割24番4地先</u> まで
飯豊北線		北上市村崎野19地割82番1地先から <u>飯豊3地割116番地先</u> まで
中央町三反田線		一関市竹山町110番1地先から <u>山目字三反田7番5地先</u> まで
朴中里線	一関市竹山町5番1地先から <u>17番1地先</u> まで	
町道	[略]	
	吹切線	[略]
	流通センター南二丁目1号線	紫波郡矢巾町流通センター南二丁目5番2地先から <u>6番1地先</u> まで
	[略]	

様式第5号の2の6（第10条の2の4関係）

[略]
-----

氏 名 [略]	氏 名 [略]
------------	------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号の2の12から様式第5号の8までの様式中「㊟」を削る。

改正前	改正後
<p>様式第6号（第15条、第20条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div> <p>様式第7号（第15条、第20条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>	<p>様式第6号（第15条、第20条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div> <p>様式第7号（第15条、第20条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> </div>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号中「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の岩手県道路交通法施行細則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の岩手県道路交通法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。